



りそな銀行アジアニュース

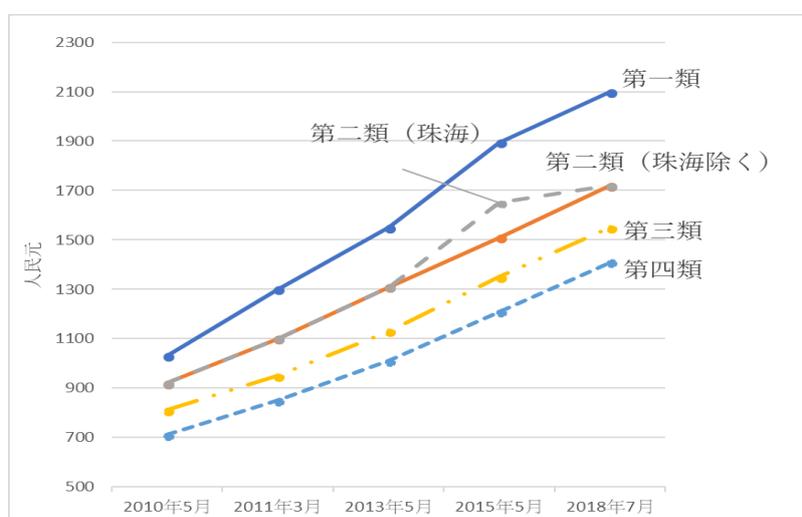
2018年8月3日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／華南】

「中国・広東省最低賃金の基準引上げ」について(2018年)

広東省政府は2018年6月20日、「広東省企業従業員最低賃金基準の調整に関する通告」を発表しました。今回の引き上げは2015年5月以来約3年ぶり、改定前と比べ10.8~16.5%(毎年引き上げの深圳市は3.3%)上昇しました。広州の最低賃金は今回の引き上げで初めて2,000元(約28,000円)を超えています。最低賃金の推移は以下の通りです。(2010年と比較すると、8年で最低賃金は概ね倍増しています)

広東省各市の月額最低賃金の推移



(単位: 人民元)

	適用都市	2010年5月	2011年3月	2013年5月	2015年5月	2018年7月
第一類	広州	1,030	1,300	1,550	1,895	2,100
第二類	珠海	920	1,100	1,310	1,650	1,720
	佛山、東莞、中山				1,510	
第三類	汕頭、惠州、江門、肇慶	810	950	1,130	1,350	1,550
第四類	韶関、河源、梅州、汕尾、陽江、湛江、茂名、清遠、潮州、揭陽、雲浮	710	850	1,010	1,210	1,410

また、毎年改訂をしている深圳市は、2018年7月1日より最低賃金を2,200人民元/月(約30,000円)に引き上げており、現時点で上海(2,420人民元/月)に次ぐ全国2位の水準となっています。

深圳市における最低賃金の推移	2013年3月	2014年2月	2015年3月	2017年6月	2018年7月
	1,600	1,808	2,030	2,130	2,200

【出所: 広東省人民政府HP】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載